



日本の **まもろう**
生きものたち

私たちにできること

絶滅危惧種を守ることは、 生命の歴史と、 私達の暮らしを守ること。

日本には、世界的にみても豊かな自然が残されていることを知っていますか？

現在、国内には未だ知られていない生物も含めて約30万種を超える生物がいると考えられています。

南北に長い国土、海岸から山岳までの大きな標高差、

大小数千の島嶼を有することなどにより、日本独特の豊かな自然がつくられてきました。

ほ乳類の4割、爬虫類の6割、両生類の8割が日本にしか生息していない固有種です。

そんな日本で今、多くの生物たちが絶滅の危機に瀕しています。

生物を絶滅から守ることは、生命の長い歴史を守る重要なことです。

しかし、実はそれだけでなく、私達の暮らしを守ることもつながっているのです。

種は、 生命の長い 歴史の結晶

人間を含むすべての生物は地球とともに長い時間をかけて、今のようになりまし。生物の種は生命の長い歴史の結晶であり、それ自体がかけがえのない価値を持っています。

多様な生物に 支えられる 私たちの暮らし

私たちの暮らしは、多様な種が関わりあいながら形成する自然の恵みに支えられています。複雑なバランスで成り立っている自然を守るためには、一つ一つの種を絶滅から守っていくことが大切です。

絶滅危惧種は 地域の宝物

絶滅危惧種などの生物の中には、伝承や行事に登場したり、その土地の産業の中心となるなど、地域の文化と密接に結びついた種もあります。これらの象徴的な生物の保全は、地域のアイデンティティを見つめ直すことにつながります。

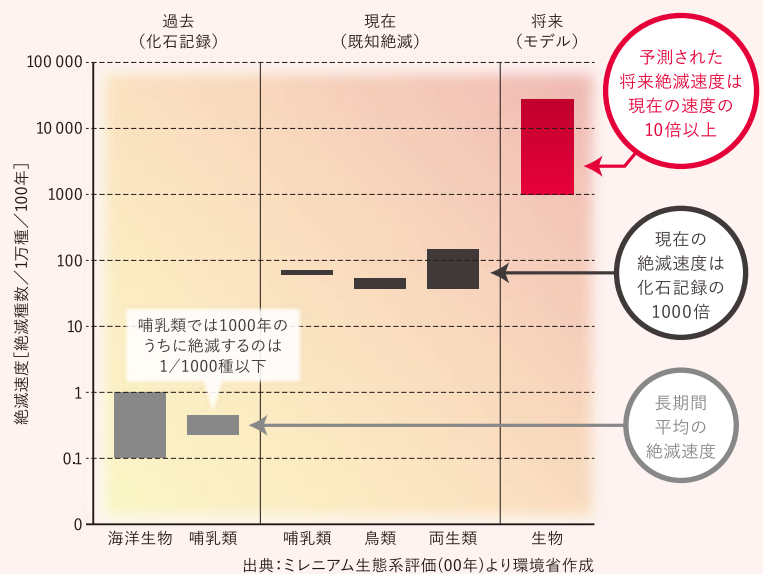
今、絶滅する生物が増えています。

過去100年で、地球上の種の絶滅速度が1000倍に。

生物の絶滅には様々な原因がありますが、その中でも大きいのが人間の影響です。

国連が2001年～2005年に実施したミレニアム生態系評価では、化石からその当時の絶滅のスピードを計算しており、100年間で1万種あたり0.1～1種が絶滅していたとしています。一方、ここ100年間で実際に絶滅した種数から計算した絶滅速度は1万種あたりおよそ100種であり、記録されていない生物を含めれば、1,000倍以上に上がっているとされています。

この100年で起こった顕著な変化といえば、人間活動の拡大です。生物の絶滅の原因の全てが「人間のせい」とはいえませんが、人間の活動が与える影響がいかにか、私達は自覚を持たなければなりません。



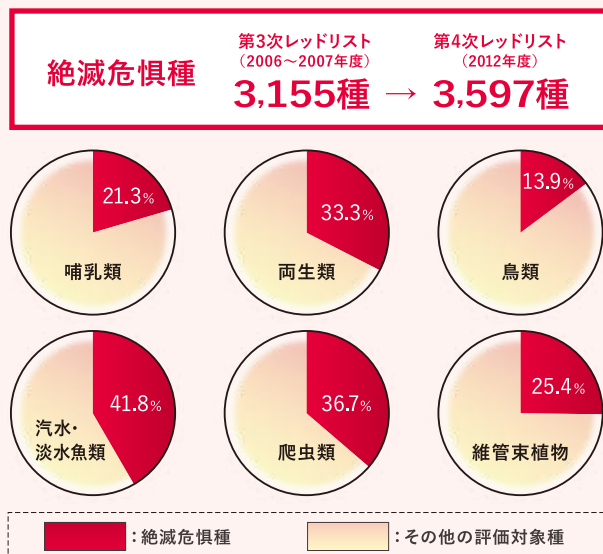
今も、絶滅危惧種が増えている。

環境省が、国内の野生生物について絶滅のおそれを評価した「レッドリスト」で、絶滅のおそれがあるとされた種が増えています。

絶滅危惧種(絶滅危惧I類(CR, EN)及び絶滅危惧II類(VU))の総数は、第3次リスト(2006年～2007年公表)では3,155種でしたが、第4次リスト(2012年度公表)では3,597種となり、422種増加しました。

評価対象の拡大といった事情はありますが、日本の野生生物が置かれている状況は依然として厳しいことが明らかになりました。

汽水・淡水魚類の約4割、維管束植物の約4分の1など、絶滅危惧種の割合が多い分類群もあります。



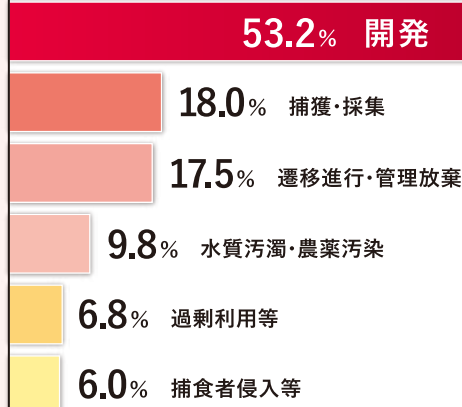
なぜ、絶滅危惧種が増えてきているのでしょうか。

生物を絶滅の危機に迫りやる原因には、様々なものがあります。なかでも開発による影響は大きく、絶滅危惧種の半数以上で減少要因となっています。その他、むやみな捕獲や採取、管理放棄で自然が荒れてしまう、外来種に食べられてしまう等、実に様々な原因があります。また、地球温暖化など地球環境の大きな変化の中で深刻な影響を受ける可能性のある生物もいます。ここでは、「人間の活動(開発/乱獲・盗掘等)」「自然への働きかけの縮小」「外来種」「地球環境の変化」の、4つに整理して原因を考えてみましょう。

絶滅危惧種の代表的な減少要因

過去の開発がもっとも大きな要因となっている。

※グラフのデータは「我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検とりまとめ報告書(環境省2012年)」より



1 人間の活動(開発/乱獲・盗掘等)

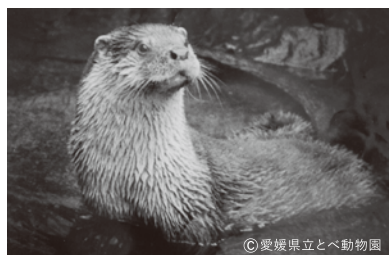
絶滅危惧種の減少要因の中で最も大きいのは、人間の活動による直接的な影響です。これには森林の伐採や道路・河川の工事といった開発による生息・生育地の破壊や、商業目的、鑑賞目的での直接的な個体の捕獲、採取等が含まれます。

絶滅のおそれのある野生生物の種のうち、開発が減少要因となっている種は53%、捕獲や採取が減少要因となっている種は18%に上ります。

人間の活動により減少した生物

ニホンカワウソ

EX



ニホンカワウソは河川の中下流部・海岸部に生息し、主として魚や甲殻類を食べるイタチ科の哺乳類です。明治時代の毛皮を目的とした過度な捕獲、高度経済成長期の水質悪化や開発などにより、急速に数が減少しました。1979年の高知県須崎市での目撃を最後に記録が途絶えていたため、環境省第4次レッドリストでは絶滅したと判断されました。

ニホンウナギ

EN



環境省第4次レッドリストでは、新たにニホンウナギを絶滅危惧IB類(EN)に選定しました。食用目的での乱獲、開発等による生息環境の悪化、海洋環境の変動などにより、個体数の大幅な減少が確認されています。直ちに食べられなくなるということはありませんが、資源として管理しその保全を進めていくことが大切です。

レブンアツモリソウ

EN



レブンアツモリソウは日本では北海道礼文島にのみ分布するラン科の多年生草本です。元々生息地が限られるうえ、過去に大量の盗掘があり、一時期は数十株しか確認されていませんでした。希少な生物をむやみに採取することは、その生物を絶滅させてしまいかねません。

2 自然への働きかけの縮小

自然に対する人間の働きかけが少なくなることで、逆に失われてしまう生物がいます。水田やその周りの薪炭林、採草地、茅場などの里地里山は、人間の生活に必要な環境として人の手によって維持され、そのような環境に様々な生物が長い時間をかけて適応してきました。しかし、産業構造の変化などにより里地里山が管理されなくなることで、生息・生育に適した環境が失われています。

例えば、薪炭林の木を切らなくなると林が暗くなり、明るい環境を好む生物はすめなくなります。採草地が放棄されると林に移り変わっていき、草原を好む生物はすめなくなります。

また、近年、このような環境の変化に加え、狩猟者の減少などによりニホンジカの数が大幅に増加して、シカの食害で急速に数が減少している生物もいます。

自然への働きかけの縮小により減少した生物

キキョウ

VU



キキョウは山野の草地に生える多年草で、秋の七草としても親しまれてきました。しかし、家畜の飼料や茅葺き屋根の材料としての草地の需要が減ったことで、生育地である草地が人の手で維持されなくなり、各地で絶滅や減少が確認されています。

ツシマウラボシシジミ

CR



ツシマウラボシシジミは長崎県対馬にだけ生息する日本固有亜種の小型のチョウです。食草とするヌスビトハギなどが、シカによる採食によって大きく失われたことなどで、残された生息地はごくわずかとなりました。現在、日本で最も絶滅のおそれが高いチョウの一つとなっています。

3 外来種

外来種とは、人間によって本来の生息・生育地から他の地域へ持ち込まれた生物のことです。外来種の中でも特に侵略性を持つ外来種(侵略的外来種)は日本の在来種を捕食することや、住みかや食べ物を奪うことなどにより、地域固有の生態系を脅かしています。特に、他の地域と海で隔てられた島には固有種が多く生息・生育しており、外来種の影響を強く受けます。



外来種により減少した生物

ヤンバルクイナ

CR



ヤンバルクイナは沖縄島北部のやんばる地域にのみ生息する飛べない鳥です。1981年の発見時の個体数は1,800羽程度と推定されていましたが、2005年には約700羽程度まで数を減らしてしまいました。その主な減少要因となったのが、外来種であるマングースによる捕食です。2005年から続くマングース防除事業等により、現在ヤンバルクイナの個体数は回復傾向にあると考えられています。

◀侵略的外来種マングース

4 地球環境の変化

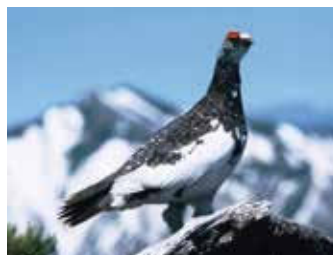
地球温暖化などの地球環境の変化は、私たちの暮らしや生物の生息・生育環境に深刻な影響を与える可能性があります。北極の氷が溶けてホッキョクグマが生息できなくなることや、海水の温度が上がってサンゴが死滅してしまうおそれがあることは、わかりやすい例といえるでしょう。

日本では、2100年までに地球の平均気温が3~4℃上昇した場合、気候帯が年間4~5km北上するという報告があります。こうしたことにより、高山帯や寒冷な環境を好む生物にとって、生息・生育に適した地域が全国的に減少する可能性が指摘されています。

地球環境の変化により減少が懸念される生物

ライチョウ

EN



ライチョウは北アルプスや南アルプスなど日本の高山帯に生息する鳥です。今後、地球温暖化が進行すると生息に適した地域の標高が上がるが予測され、このため、これ以上標高の高い場所には逃げ道のないライチョウは絶滅のおそれが高まる可能性があります。

希少種の保全施策について

～種の保存法の仕組み～

国内の希少種

国内の野生動植物については、レッドリストにおける絶滅のおそれの評価を踏まえ、対策が必要な種を国内希少野生動植物種に指定しています。

レッドリスト・レッドデータブックの作成

国内希少野生動植物種(395種) R3.1時点

個体等の取

絶滅のおそれのある野生動植物を保全するためには、捕獲、採取など、個体に直接影響を与える行為を禁止することが効果的です。また、個体、器官、加工品について商業的な流通を規制することで、違法な捕獲等を抑制することにつながります。

捕獲等の禁止

国内希少野生動植物種の生きている個体については、捕獲等(捕獲、採取、殺傷、損傷)が原則として禁止されています。

譲渡等の禁止

国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種の個体(生死は問わない)、器官、加工品については、販売・頒布目的の陳列・広告と譲渡等(あげる、売る、貸す、もらう、買う、借りる等)が原則として禁止されています。

輸出入の禁止

国内希少野生動植物種については、輸出及び輸入が原則として禁止されています。また、国際希少野生動植物種等を輸出または輸入しようとする者は承認が義務づけられています。

生息地

絶滅のおそれのある野生動植物を保全するためには、生息・生育地を適切に保全していくことが必要です。生息・生育地の保全のためには、指定した土地の開発行為などを規制することが効果的な場合があります。

種の保存法では、国内希少野生動植物種のうち、必要があると認める場合は、その生息地を生息地等保護区に指定しています。生息地等保護区は、管理地区と監視地区に分けられ、それぞれの地区内では、開発行為などが規制されます。

現在、全国で9箇所、合計約890haの生息地等保護区を指定しています。

管理地区

産卵地、繁殖地、餌場等特に重要な区域について管理地区に指定されます。建築物等の新築、土地の形質変更、鉱物の採掘、水面の埋め立て、木竹の伐採等について、環境大臣の許可が必要です。

監視地区

建築物等の新築、土地の形質変更、鉱物の採掘、水面の埋め立て等について、あらかじめ環境大臣への届出が必要です。

保護増

国内希少野生動植物種のうち、その個体の繁殖の促進、生息・生育地の整備等の事業の推進をする必要がある

わが国では「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」によって、国内外の絶滅のおそれのある野生動植物の種(希少種)を指定し、個体等の取扱いを規制しています。また、国内の希少種については、あわせて生息地等保護区の指定、保護増殖事業の実施などにより種の保存を図っています。

なお、2017年には種の保存法が改正され、里山など身近な自然に分布する種も積極的に保全するため、特定第2種国内希少野生動植物種の制度ができました。そのほか、希少種の保護増殖等に取り組む動植物園等の認定制度の創設や、国際希少種の流通管理を強化する制度改正等が行われ、希少種の保全施策が拡充されています。

外国産の希少種

ワシントン条約附属書Iに掲載された種、二国間渡り鳥等保護条約・協定(米国、ロシア、オーストラリア)に基づく種(国内希少野生動植物種を除く)を、国際的に協力して種の保存を図るべき種として国際希少野生動植物種に指定しています。

ワシントン条約附属書I掲載種

二国間渡り鳥等保護条約(協定)に基づく種

国際希少野生動植物種(807種類) R3.1時点

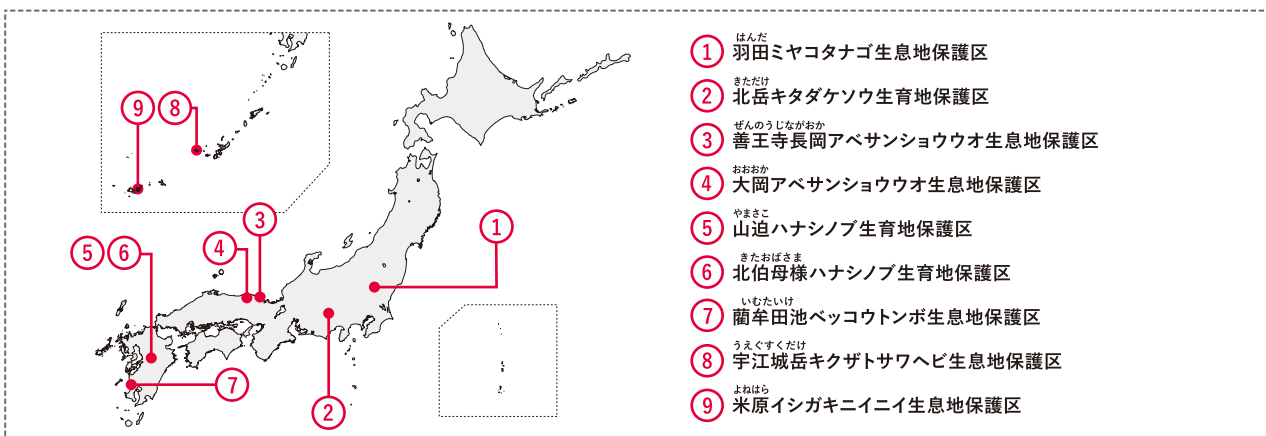
取扱い規制

	指定	捕獲等	陳列・広告	譲渡等	輸出入	指定種の例
国内希少野生動植物種	絶滅のおそれがあると判断される種	原則禁止	原則禁止	原則禁止	輸出は原則禁止※1	イリオモテヤマネコ、ヤンバルテナゴコガネ
	商業的な繁殖が可能な種(特定第1種国内希少野生動植物種)	原則禁止	規制対象外 事業届出が必要※2	規制対象外 事業届出が必要※2	規制対象外	レブンアツモリソウ、アマミデンダ
	主に二次的自然に分布する種(特定第2種国内希少野生動植物種)	販売・頒布の目的で行うものは禁止			輸出は原則禁止	トウキョウサンショウウオ、カワバタモロコ、タガメ
国際希少野生動植物種	渡り鳥条約等に基づく種	規制対象外	原則禁止	原則禁止	承認義務づけ	マナヅル、コアシサシ、アカビタイボウシインコ
	ワシントン条約附属書Iの掲載種	規制対象外	原則禁止 ただし、登録を受ければ可能		承認義務づけ	ジャイアントパンダ、テナガザル科全種、コンゴウインコ、マダガスカルホシガメ、アジアアロワナ

※1 輸入は原則可能ですが、渡り鳥条約等に基づく種(トキ、タンチョウ、シマフクロウ等)の輸入時には証明書添付が必要です。

※2 特定国内種事業として行う場合は届出が必要です。

等保護



殖事業

場合は、保護増殖事業計画を策定して、保護増殖事業を実施しています。詳しくは7ページ~をご覧ください。

回復に向けた取組

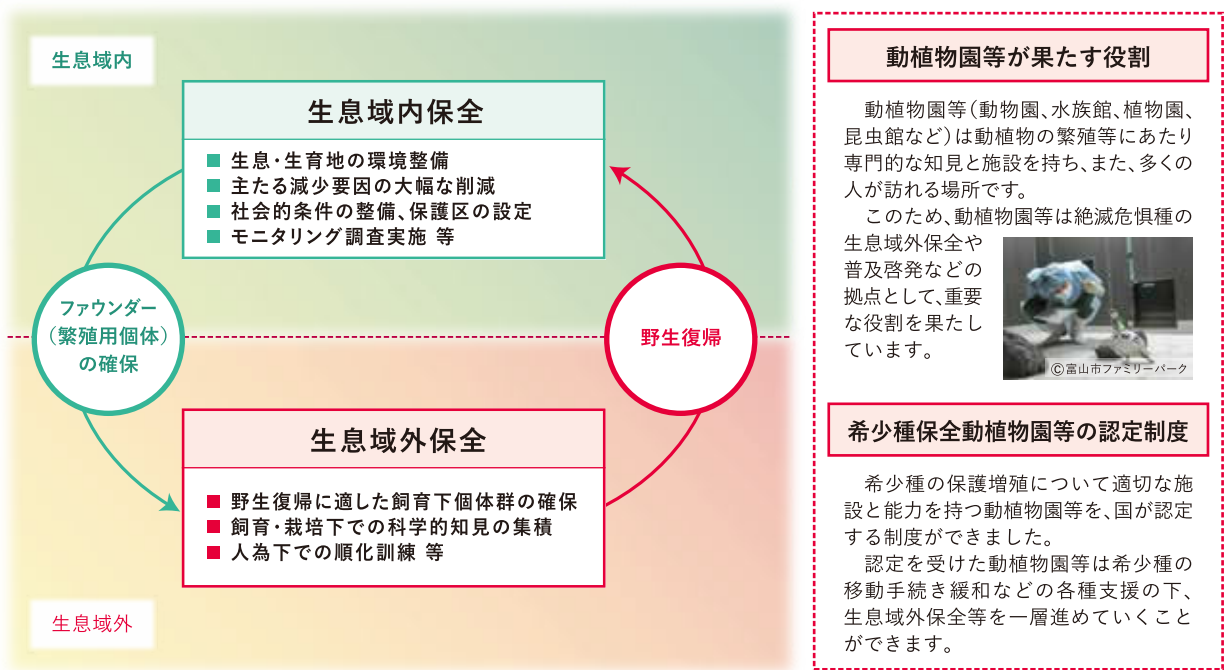
～保護増殖事業と認定希少種保全動植物園等～

環境省では、積極的に個体数を維持・回復する必要がある種については、保護増殖事業計画を策定（R3.1月現在67種）して、生息状況の把握、生息環境の整備や動植物園等と連携した飼育栽培下での繁殖の推進などを進めています。

生息『域内』保全と生息『域外』保全

絶滅危惧種の保全は、減少要因を明らかにした上で自然の生息地（生息域内）で行うことが基本です。例えば、捕獲採集が減少要因となっている種には捕獲等の規制が有効であり、また、生息環境が減少・悪化している場合には、その生息環境の維持・改善が必要です。

しかし、生息域内の対策だけでは絶滅を防ぐことが難しい場合には、将来的な野生復帰を目指した飼育栽培下での繁殖など（生息域外保全）の検討が必要な場合があります。



環境省と、動物園・水族館・植物園との連携協定

環境省は、2014年に（公社）日本動物園水族館協会（JAZA）と、2015年に（公社）日本植物園協会（JABG）との間で「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」を締結しました。

絶滅危惧種の生息域外保全等について、全国の動物園、水族館、植物園と連携することで、複数の園館で計画的な飼育栽培・繁殖等の取組を推進しています。

例えばライチョウについては、2015年に乗鞍岳から卵を採卵し、2017年に人工繁殖が成功しました。R2年12月現在、全国5箇所の動物園等で公開展示が行なわれています。



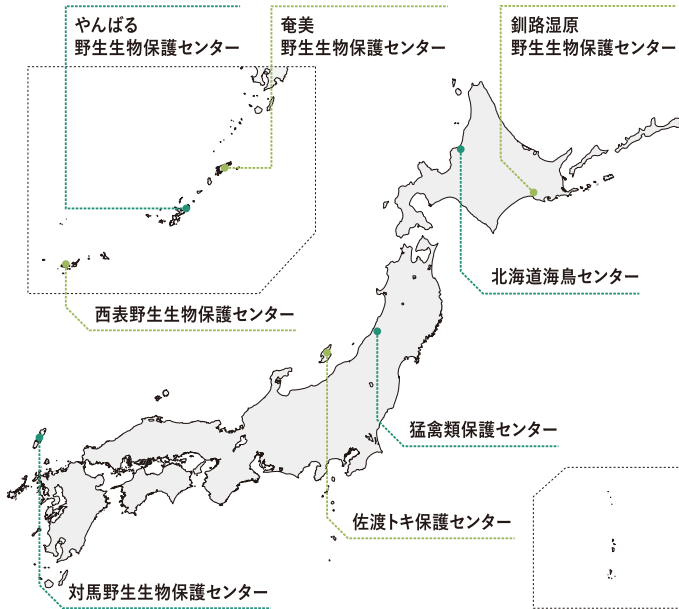
©富山市ファミリーパーク
2017年に生まれたライチョウのヒナ



©高知県立牧野植物園
マルバテイショウソウの域外保全

野生生物保護センター

環境省では、希少種が生息する地域の現場で保護増殖事業等を総合的に推進する拠点施設として、野生生物保護センターを設置しています。センターでは、展示や映像等により来訪者への解説や普及啓発を行うとともに、調査研究などにも取り組んでいます。



北海道海鳥センター

所在地 | 北海道苫前郡羽幌町

主な対象種 | ウミガラス、ケイマフリ

北海道の海鳥類を中心とした野生生物保護への理解を深めるための普及啓発活動や、ウミガラスの保護増殖事業、ケイマフリなど天売島で繁殖する海鳥の調査を行うための拠点です。



ウミガラス

釧路湿原野生生物保護センター

所在地 | 北海道釧路市

主な対象種 | シマフクロウ、タンチョウ、オジロワシ、オオワシ

わが国最大の湿原である釧路湿原や主に北海道東部の野生生物の保護管理の取組を推進する拠点です。希少な野生生物の現状や湿地生態系について理解を深めてもらうとともに、シマフクロウなどの傷病個体の保護活動を行っています。



シマフクロウ

奄美野生生物保護センター

所在地 | 鹿児島県大島郡大和村

主な対象種 | アマミノクロウサギ、オオトラツグミ、アマミヤマシギ

奄美群島に生息する希少な野生生物の保護増殖事業、調査研究などを推進する拠点です。また、希少種を含む奄美固有の生態系について解説し、保護への理解や関心を深めてもらう普及啓発活動なども行っています。



オオトラツグミ

猛禽類保護センター

所在地 | 山形県酒田市

主な対象種 | イヌワシ

鳥海山南麓に位置し、イヌワシをはじめとした猛禽類について、調査・研究や保護活動を推進しています。また、猛禽類を通じて自然環境との関わりについて理解を深めてもらうための普及啓発などを行っています。



イヌワシ

やんばる野生生物保護センター

所在地 | 沖縄県国頭郡国頭村

主な対象種 | ノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ヤンバルテナゴコガネ

沖縄県北部のやんばる地域に生息する希少な野生生物の保護増殖事業、調査研究などを推進する拠点です。また、やんばる地域固有の生態系について理解や関心を深めてもらう普及啓発活動なども行っています。



ノグチゲラ

佐渡トキ保護センター

所在地 | 新潟県佐渡市

主な対象種 | トキ

野生下で絶滅したトキを飼育下で繁殖させる取組を行っています。また、野生復帰ステーションでは、飼育下で繁殖したトキを順化訓練し、野外への放鳥を進めています。



トキ

西表野生生物保護センター

所在地 | 沖縄県八重山郡竹富町

主な対象種 | イリオモテヤマネコ

イリオモテヤマネコをはじめとする西表島に生息する希少な野生生物の保護増殖事業、調査研究などを推進する拠点です。また、西表島の生態系について理解や関心を深めてもらう普及啓発活動なども行っています。



イリオモテヤマネコ

対馬野生生物保護センター

所在地 | 長崎県対馬市


主な対象種 | ツシマヤマネコ


ツシマヤマネコの調査研究や保護増殖事業を推進する拠点施設です。傷病個体の救護や、動物園と連携した飼育下繁殖に取り組んでいます。また、ツシマヤマネコと共生する地域社会づくり・普及啓発活動なども行っています。





ツシマヤマネコ

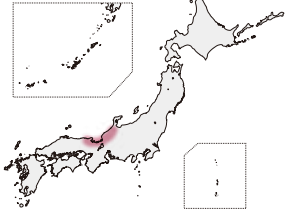

保護増殖事業を進めている絶滅危惧種の例

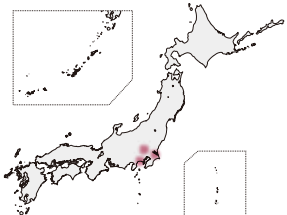

ツシマヤマネコ	哺乳類	学名 <i>Prionailurus bengalensis euptilurus</i>	生息個体数 100頭弱	CR
		食肉目 ネコ科		
概要	我が国では長崎県対馬にのみ分布します。体長50～60cm、体重3～4kgとイエネコと同じくらいの大きさで、耳の裏の白い斑点や額の縦縞模様が特徴です。			
なぜ減ってしまったのか	産業構造の変化による里地里山の生息環境の悪化や交通事故、イエネコやイヌによる影響などが主な減少要因です。また、高密度に生息するツシマジカの影響による下層植生の衰退に伴う餌動物の減少も懸念されます。			
保護増殖事業の概要	生息域では生息状況のモニタリング、生息環境の維持・改善、交通事故対策、イエネコの適正飼養の推進などを行っています。また、生息域外保全としてJAZAと連携し、2020年11月現在、9箇所動物園等で計27頭を飼育し、飼育下での繁殖に取り組んでいます。			

アマミノクロウサギ	哺乳類	学名 <i>Pentalagus furnessi</i>	生息個体数 約2,000～5,000頭	EN
		ウサギ目 ウサギ科		
概要	鹿児島県奄美大島と徳之島にのみ分布する、原始的な特徴を残したウサギです。体長40～50cm、体重約1.5～3kg程度で、林内の斜面や大木の根元などに、休息や子どもを生むための穴を掘ってくらしています。			
なぜ減ってしまったのか	生息に適した森林が伐採や道路建設などの開発で、消失・分断したことで数が減少しました。また、現在では交通事故による死傷、外来種のマンガースや野生化したイヌ・ネコによる捕食も大きな問題となっています。			
保護増殖事業の概要	奄美大島では2000年からマンガース防除事業に取り組んでおり、その成果により近年回復傾向がみられます。また、奄美大島、徳之島ともにノネコ対策を進めています。			

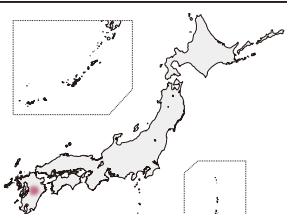

トキ	鳥類	学名 <i>Nipponia nippon</i>	生息個体数 約440羽 (2021年1月現在)	CR
		コウノトリ目 トキ科		
概要	新潟県佐渡島で野生復帰を進めています。全長約75cm、翼を広げると約140cmの大型の鳥類で、水田などでドジョウやカエル、ミズなどを食べています。「とき色」と呼ばれる淡い桃色の羽が特徴です。			
なぜ減ってしまったのか	明治時代に乱獲で大きく数を減らし、昭和に入ってから森林伐採による繁殖地の減少や、農業の構造的な変化等による餌動物の減少などにより、日本の野生下では一度絶滅してしまいました。			
保護増殖事業の概要	1999年に中国からトキのつがいが贈呈され、その後の飼育下繁殖の取組により個体数を増やし、2008年に放鳥を開始しました。2012年からは野生下で繁殖が成功するようになり、毎年多くのヒナが巣立っています。			

シマフクロウ	鳥類	学名 <i>Ketupa blakistoni blakistoni</i>	生息個体数 約160羽 (北方領土を除いた数)	CR
		フクロウ目 フクロウ科		
概要	日本国内では北海道のみ分布する日本最大のフクロウです (全長66～69cm、翼開長180cm)。主食は魚類で、河川や湖沼周辺の森林に生息し、広葉樹の大木に巣をつくります。			
なぜ減ってしまったのか	開発により森林が農地や居住地に変化したことや、林業による大規模な森林伐採等により営巣に適した環境が失われました。また、ダムを設置や河川改修などによって餌資源が激減しました。			
保護増殖事業の概要	給餌や巣箱の設置などを実施しているほか、営巣木の保存・育成、採餌環境の維持・育成などを進めています。また、新たなつがいが形成のために飼育下の個体の放鳥などを行っています。			

アベサンショウウオ		両生類	学名 <i>Hynobius abei</i> 有尾目 サンショウウオ科	生息個体数 不明	CR
概要	京都府、兵庫県、福井県、石川県の一部でしか確認できない日本固有種です。全長約8~12cmで、樹林や竹林内の湿地等に生息しています。				
なぜ減ってしまったのか	道路建設や宅地開発等による生息環境の消失で数が減少しました。近年では、マニアによる違法採取、アライグマやアメリカザリガニ等の外来種による捕食・殺傷、イノシシによる生息地の掘り返し等も問題となっています。				
保護増殖事業の概要	京都府、兵庫県、石川県及び福井県において、保護増殖事業が進められています。京都府及び兵庫県で、生息地を開発から守るため「生息地保護区」を指定しているほか、土砂の撤去や溝掘り等による生息地の環境整備や、外来種対策等が推進されています。				

ミヤコタナゴ		魚類	学名 <i>Tanakia tanago</i> コイ目 コイ科	生息個体数 数1,000個体	CR
概要	関東平野の一部に局所的に生息する日本固有種で体長3~4cmです。湧水を水源とした水路や池に生息しています。マツカサガイ等の二枚貝に産卵します。				
なぜ減ってしまったのか	ミヤコタナゴや産卵用の二枚貝に必要な生息環境が、河川改修や圃場整備、都市化などにより悪化して数が激減しました。また、外来種(タイリクバラタナゴ、ブラックバス等)による影響、密漁等も大きな減少要因となっています。				
保護増殖事業の概要	水路の土砂や繁茂した植物の除去、水量の安定化などによる生息環境の改善、外来種の駆除等を実施しています。また、複数の水族館や県の水産試験場の協力により、飼育下繁殖及び野生復帰の取り組みを進めています。				

オガサワラシジミ		昆虫	学名 <i>Celastrina ogasawaraensis</i> チョウ目 シジミチョウ科	生息個体数 不明	CR
概要	小笠原諸島にのみ生息する日本固有種全長(1.2~1.5cm)です。父島列島の弟島、兄島、父島、母島列島の母島、妹島で記録があります。幼虫はオオバシママラサキ等の花芽を食べて育ちます。				
なぜ減ってしまったのか	外来種グリーンアノールによる捕食により数が減少しました。個体数の少ない現状では、大型台風による植生被害の影響も懸念されています。				
保護増殖事業の概要	生息地の母島ではグリーンアノールの侵入を防ぐ防護柵で生息地を囲い込む等の対策を実施しています。				

ハナシノブ		植物	学名 <i>Polemonium kiushianum</i> 被子植物 ハナシノブ科	生息個体数 約2,000個体	CR
概要	九州の阿蘇の草原に生育する日本固有種です。多年草で高さ70~100cmで、6~8月に美しい青紫色の花を多数咲かせます。				
なぜ減ってしまったのか	営農形態が変わり草原が利用されなくなることで、草原から林に移り変わったり、植林されることで生育に適した環境が減少してしまいました。				
保護増殖事業の概要	生育地保護区を2ヶ所指定して、草刈り等の管理によって草原を維持しています。また、樹木が生長してしまった場所では、伐採などにより草原を再生しています。				

一人ひとりができること

希少な野生生物を守るために、私たち一人ひとりができることがあります。希少種の保護を目的とした基金等への寄付や、希少種を守りながら心をこめて生産された地域の特産品を購入することなどで、各地域の保全活動を応援することができます。

また、希少種だけでなく皆さんの周りの身近な自然にも目を向けて、できることから行動に移していくことが大切です。

01 竹富町ふるさと応援寄付金

竹富町では、イリオモテヤマネコをはじめとする希少種の保護など自然環境の保全に関することに使い道を指定して、ふるさと納税として寄附することができます。

問い合わせ

竹富町税務課

TEL:0980-82-6191

【参考URL】<https://www.town.taketomi.lg.jp/furusato/>



02 阿蘇草原再生シール

堆肥などに阿蘇の草原の野草を使って農産物を育てています。農産物を購入して阿蘇の草原再生を応援することで、草原性の希少な植物や動物を保全することにもつながります。

問い合わせ

阿蘇草原再生シール生産者の会事務局

TEL:0967-34-0254

【参考URL】<http://www.aso-sougen.com/producer/>



03 佐護ツシマヤマネコ米

ツシマヤマネコは田んぼの周辺でネズミやカエルなどの小さな生きものを食べて暮らしています。佐護ヤマネコ稲作研究会では、餌となる生きものを増やすお米作りを進めています。

問い合わせ

佐護ヤマネコ稲作研究会

TEL:0920-84-5533

【参考URL】<http://yamanekomai.com>



04 コウノトリ育むお米

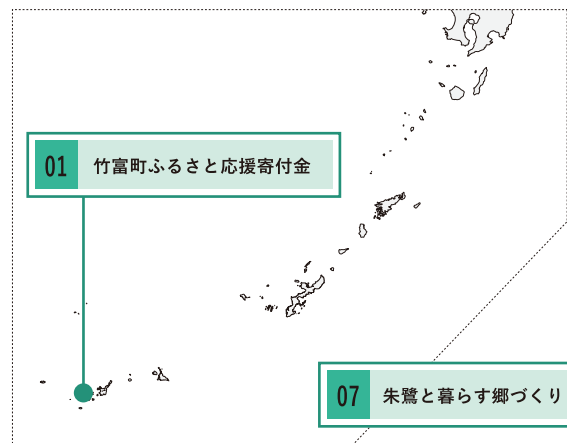
兵庫県豊岡市ではコウノトリの野生復帰を支えるため、冬期や早期に湛水し、深水管理をするなどで、できるだけ農薬や化学肥料に頼らないお米作りをしています。

問い合わせ

豊岡市コウノトリ共生部農林水産課

TEL:0796-23-1127

【参考URL】<https://www.city.toyooka.lg.jp/konotori/nosanbutsu/1004053.html>



05 経団連自然保護基金

公益信託経団連自然保護基金は、多くの民間企業や個人の方の寄付を受けて、野生動植物の保護など国内外の自然環境保全プロジェクトを支援しています。

問い合わせ

経団連自然保護協議会 事務局

TEL:03-6741-0981

【参考URL】<https://www.keidanren.or.jp/kncf/fund/index.html>



希少種の生息地では安全運転を！

希少種の交通事故が毎年発生しています。交通事故に遭った野生生物は大抵の場合、死亡するか治療しても野生には戻せない状態となってしまいます。数が少なくなった希少種にとって、生息地から数個体いなくなるだけで大きな脅威となります。常に安全運転を心がけ、希少種の飛び出しなどには注意しましょう。



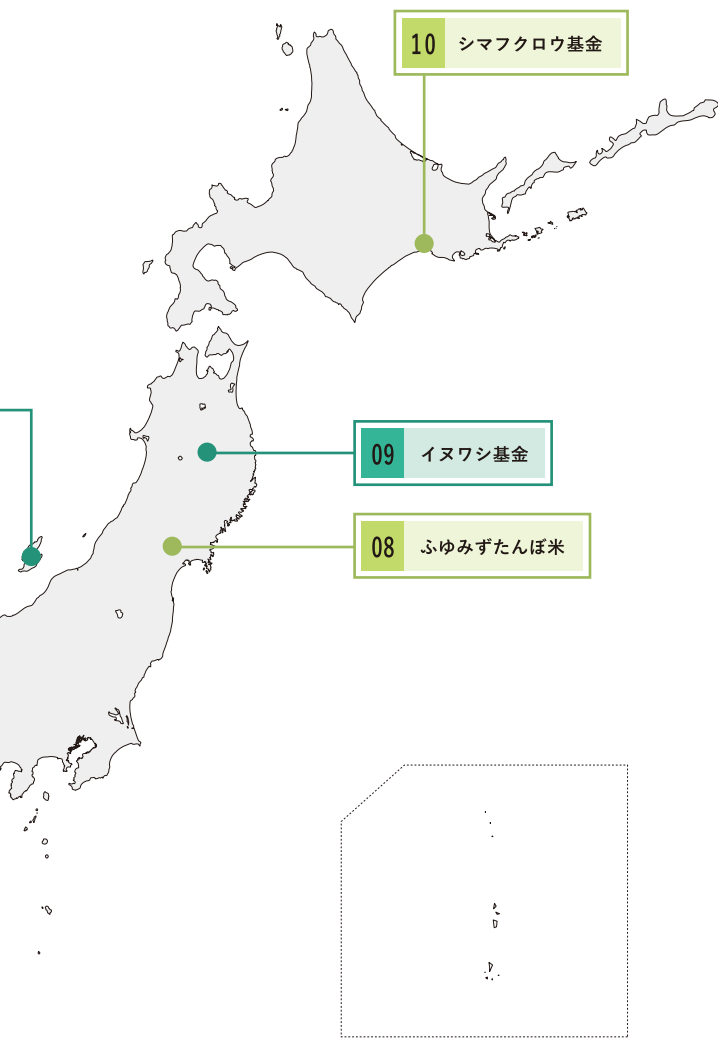
交通事故に遭ったヤンバルクイナ

責任をもって飼いましょう！

ペットとして飼われていた生きものが野外に捨てられて、外来種として希少種に大きな影響を与えることがあります。例えば、野生化したイヌやネコが希少種を食べたり、野生のヤマネコに病気を移したりすることがあります。イヌやネコだけでなく、一度飼いはじめた生きものは、最後まで適正に飼育する責任があります。



ネコに食べられるアマミノクロウサギ



10 シマフクロウ基金

10 シマフクロウ基金

環境省の保護増殖事業等と連携しながら、シマフクロウの保護活動や調査研究、普及啓発を進めるため、寄付金を募っています。



問い合わせ

(公財)日本鳥類保護連盟釧路支部
TEL: 0154-65-2323

09 イヌワシ基金

09 イヌワシ基金

イヌワシの保護活動に賛同する企業の販売する商品を購入することで、売上げの一部がイヌワシ基金による活動として森林再生等に使われます。



問い合わせ

(一社)東北地域環境計画研究会
TEL: 019-601-2377
【参考URL】http://www.tokanken.jp/?page_id=49



08 ふゆみずたんぼ米

08 ふゆみずたんぼ米

宮城県大崎市の蕪栗沼周辺では、ガン類の休息場所や水田の生物多様性保全を目的として、冬の間に水をはる「ふゆみずたんぼ」によるお米作りをしています。



問い合わせ

大崎市産業経済部
TEL: 0229-23-2281

06 野生動物保護募金

(公財)日本動物園水族館協会に加盟する動物園、水族館では、募金箱を設置して日本や世界の野生動物を守るための寄付金を集めています。

問い合わせ

(公社)日本動物園水族館協会
TEL: 03-3837-0211
【参考URL】<https://www.jaza.jp/fund-raise>



07 朱鷺と暮らす郷づくり

新潟県佐渡市ではトキの野生復帰を支えるため、トキの餌となる生きものを育む農法でお米を作っています。また、売上げの一部はトキの保護活動に使われます。

問い合わせ

佐渡市農業政策課里山振興係
TEL: 0259-63-5117
【参考URL】<http://www.toki-mai.jp/>



野生生物の保全のためには、絶滅のおそれのある種の情報を的確に把握し、一般への理解を広める必要があります。このため、環境省では、日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリストを作成し、レッドリストとして公表しています。また、それらの生息・生育状況等を解説したレッドデータブックを刊行しています。

レッドリストとは

レッドリストは専門家による科学的・客観的な評価をとりまとめた基礎的な資料であり、捕獲規制等の法的な拘束力があるものではありませんが、社会への警鐘として広く情報を提供することで、様々な場面で活用されることを期待しています。

これまでの陸域の生物を中心として、動物では、①哺乳類 ②鳥類 ③爬虫類 ④両生類 ⑤汽水・淡水魚類 ⑥昆虫類 ⑦貝類 ⑧その他無脊椎動物(クモ形類、甲殻類等)の分類群ごとに、植物では、⑨維管束植物⑩蘚苔類 ⑪藻類 ⑫地衣類 ⑬菌類の分類群ごとに評価し、作成しています。

最新の全面改訂版は、2012年に公表した第4次レッドリストです。2015年より、カテゴリー(ランク)を見直すべき種があれば随時見直すこととしており、一部の種について見直したレッドリスト2020には、3,716種が絶滅危惧種として掲載されています。

2017年には、海洋生物のうちこれまで評価対象としてこなかった生物について、①魚類 ②サンゴ類 ③甲殻類 ④軟体動物(頭足類) ⑤その他無脊椎動物(環形動物類、腕足動物類等)の分類群ごとに評価し、環境省版海洋生物レッドリストとしてとりまとめました。56種が絶滅危惧種として掲載されています。

現在2024年以降の公表を目指し、陸域と海域を統合した第5次レッドリストの作成作業を進めています。

【いきものログURL】 <https://ikilog.biodic.go.jp/>

【環境省HP-レッドリストURL】 <https://www.env.go.jp/nature/kisho/hozen/redlist/>



レッドデータブック2014

レッドデータブック

レッドリストに掲載された種について、それらの生息状況や存続を脅かしている原因等を解説した書籍として、おおむね10年ごとに刊行しています。最新のレッドデータブックは、第4次レッドリストに対応して2014年度に刊行したものです。
※なお、レッドリストの随時見直しに対応した補遺資料を作成し、最新知見を記しているのので、あわせて参照ください。

カテゴリー(ランク)の概要

絶滅	EX	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種
野生絶滅	EW	飼育・栽培下あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種
絶滅危惧I類	CR+EN	絶滅の危機に瀕している種
絶滅危惧IA類	CR	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
絶滅危惧IB類	EN	IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧II類	VU	絶滅の危険が増大している種
準絶滅危惧	NT	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
情報不足	DD	絶滅危惧種のカテゴリーに移行し得る属性を有しているが、評価するだけの情報が不足している種
絶滅のおそれのある地域個体群	LP	孤立した地域個体群で、絶滅のおそれが高いもの

※ 赤色部が絶滅のおそれのある種(絶滅危惧種)

環境省レッドリスト掲載種数表

(2021年1月現在)

陸域

分類群	評価対象種数	絶滅 EX	野生絶滅 EW	絶滅危惧種			準絶滅危惧 NT	情報不足 DD	掲載種数 合計	絶滅の おそれのある 地域個体群 LP	
				絶滅危惧I類		絶滅危惧II類					
				IA類 CR	IB類 EN						
動物	哺乳類	160	7	0	34		17	5	63	26	
			25		9						
			12	13							
	鳥類	約700	15	0	98			22	17	152	2
					55		43				
			24	31							
	爬虫類	100	0	0	37			17	3	57	5
					14		23				
			5	9							
両生類	91	0	0	47			19	1	67	0	
				25		22					
		5	20								
汽水・淡水魚類	約400	3	1	169			35	37	245	15	
				125		44					
		71	54								
昆虫類	約32,000	4	0	367			351	153	875	2	
				182		185					
		75	107								
貝類	約3,200	19	0	629			440	89	1,177	13	
				301		328					
		39	28								
その他無脊椎動物	約5,300	1	0	65			42	44	152	0	
				22		43					
		0	2								
動物小計		49	1	1,446			943	349	2,787	63	
				749	697						

植物等	維管束植物	約7,000	28	11	1,790			297	37	2,163	0
					1,049		741				
			529	520							
	蘚苔類	約1,800	0	0	240			21	21	282	0
					137		103				
藻類	約3,000	4	1	116			41	40	202	0	
				95		21					
地衣類	約1,600	4	0	63			41	46	154	0	
				43		20					
		2	0								
菌類	約3,000	25	1	61			21	51	159	0	
				37		24					
		0	1								
植物等小計		61	13	2,270			421	195	2,961	0	
				1,361	909						

13分類群合計		110	14	3,716			1,364	544	5,748	63
				2,110	1,606					

海域

魚類	約3,900	0	0	16			89	112	217	2	
				8		2					
			6								
	サンゴ類	約690	1	0	6			7	1	15	0
					0		5				
			1								
甲殻類	約3,000	0	0	30			43	98	171	2	
				8		11					
軟体動物(頭足類)	約230	0	0	0			3	0	3	0	
				0		0					
その他無脊椎動物	約2,300	0	0	4			20	13	37	1	
				1		1					
		2									
合計		1	0	56			162	224	443	5	
				17	20	19					

全分類群合計		111	14	3,772			1,526	768	6,191	68
				2,147	1,625					

※表中の数字は環境省レッドリスト2020(令和2(2020)年公表)及び環境省版海洋生物レッドリスト(平成29(2017)年公表)の種数(亜種、および植物等では変種を、さらに藻類では品種を含む)を示す。LPは対象集団数。



お問い合わせ

環境省 自然環境局 野生生物課 希少種保全推進室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL:03-3581-3351(代表)

ホームページ:<https://www.env.go.jp/nature/kisho/>